

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人東京聖栄大学
②設置大学名称	東京聖栄大学
③担当部署	法人事務局長
④問合せ先	03-3692-0211（代）
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 7 月 29 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 7 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的については、学生、教職員（非常勤教員も含む）に対して毎年説明を行っています。また、多様なステークホルダーに対して、ホームページ等を通じて明示を行っています。 （建学の精神、基本理念、教育目的等 掲載 URL） https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	入学から卒業に至るまでの学びの道筋についての学生への説明は、学生便覧での明示に加え、新入生ガイダンスや 1 年次生必修科目「リテラシー」における学長からの説明、そのほか各場面において、学修成果、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーなど、一体的に説明を行い、大学で学ぶ意味を確認しています。大学の活動の中で、継続的に自己点検・評価を行っており、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めているとともに、FD 活動の推進、学内会議体での多角的な審議等を通じて、3 ポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）の実質化を図っています。 （3 ポリシー 掲載 URL） ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー https://www.tsc-05.ac.jp/faculty/policy/ アドミッションポリシー https://www.tsc-05.ac.jp/admission_guidance/
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学の意思決定の権限と責任は、組織規程第 11 条に「学長は大学の校務をつかさどり、所属の職員を統督し、大学を代表する」と定めており、大学の最高責任者としての職務と権限が学長にあることを明確にしています。また、「学長に関する規程」において学長についての詳細を定めています。 大学の円滑な運営及び学長がリーダーシップを適切に発揮するための学長の補佐体制として、「大学運営会議」を設置しています。また、学部長については、組織規程第 12 条に、学長を補佐することや、学長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理することを規定しています。 教授会については、学則第 49 条及び教授会規程第 4 条に審議事項が定められています。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、学則第 49 条に定め、規定に基づき運用しています。学則記

	載事項以外に、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」については、『教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの』に関する学長決定」を定めており、教授会の組織上の位置づけ及び役割が明確になっています。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	学生への学修支援、学生生活支援、キャリア支援等については、教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行っています。このことは、「東京聖栄大学 学修支援の方針」「東京聖栄大学 学生生活支援の方針」「東京聖栄大学 キャリア支援の方針」において示されています。 教員と職員は、各種委員会に参画しており、協働して課題解決にあたっているほか、情報共有を適切に行っています。 (各方針 掲載 URL) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9_Support_policy.pdf
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・ディベロップメント (SD) に係る基本方針として、「東京聖栄大学 FD・SD 実施方針」を定めています。FD については、毎年度「FD 活動実施計画」を策定し、SD については、「東京聖栄大学 SD 計画 (標準年度)」を策定しています。それぞれの活動は、計画に基づき実施しています。 また、毎年度「合同研修会」を、教員・事務系職員の専門性と資質の向上のための取組として実施しています。本研修会では、外部有識者を招いた講演を行っているほか、同日、FD 研修会、事務系職員研修会も実施しています。 (FD・SD に関する URL) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/fd/

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期的な計画の策定については寄附行為第 57 条に定めています。現在の中期的な計画は、ガバナンス・コード、日々の自己点検・評価、学外からの意見としての認証評価の結果等を踏まえ、令和 7 年 1 月、理事会において「学校法人東京聖栄大学第Ⅳ期中期計画(2025-2029)」を策定しています。 第Ⅳ期中期計画は、重点施策として、「教育改革」「学生支援」「研究活動」「ステークホルダー等との連携」「入学者確保」「経営基盤強化」を掲げており、これに加えて基本目標、実施計画等、重要業績評価指標(KPI)を設定し、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込むよう努めています。 (東京聖栄大学第Ⅳ期中期計画 掲載 URL) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/12_2025_medium-term_plan.pdf
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現のための進捗管理として、各組織体が毎年度の自己点検・評価を行う際には、評価に用いた指標や基準として中期計画の確認を行っており、毎年度の事業計画及び事業報告、さらにその結果を踏まえた翌年度の事業計画の策定は、中期計画を踏まえて行っています。また、中期計画における重要業績評価指標(KPI)のうち、教学に関する評価指標は自己点検・評価における指標にも対応した内容であり、使命・目的及び教育研究上の目的の達成に向けた取組と連動し、効率的かつ実効性のある体制としています。中期計画の見直しについては、必要に応じて行っています。 なお、事業計画、事業報告については、大学ホームページホームページを通じて学内外に公表を行っています。 (事業計画、事業報告 掲載 URL) 令和 7 年度事業報告書 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/2026/2026_report.pdf 令和 8 年度事業計画 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/11-3.pdf

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神は「自立できる知識と技術を育み、強い向上心と真摯な行動力をそなえた人材の育成」です。東京聖栄大学では、建学の精神を具現化するために、教育目標「健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる人材を育成する」を定めています。また、社会人の受入れについては、「社会人入試」を設定し、学び直しをしたい社会人、高等学校卒業後再チャレンジをしたい方、食の分野で地域社会に貢献したい方等、多様な背景を持った受験生を受け入れる機会を提供しています。 大学においては、社会のニーズを踏まえた教育を提供するため、教育課程の点検・見直しを実施しており、社会の要請に応える人材を育成するべく努めております。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	東京聖栄大学では、地域社会との連携や地域社会への貢献を教育の特色としています。東京聖栄大学が所在する地元自治体である東京都葛飾区との連携は、包括連携協定締結以前から長年続けており、地域に根差した大学として、地域課題の解決に向けた数多くの取組を実施してきております。特に大学においては、管理栄養士養成施設であり、食品の専門家を養成していることから、葛飾区保健所（葛飾区健康部）との連携をはじめとし、地元プロサッカーチームとの連携、企業との連携、食を通じた地域連携活動などを実施し、食と栄養の「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	学生や教職員が、性別、年齢、障害、国籍等による不利益を被ることがないように、多様な背景に対しての意識啓蒙に努めています。理事長から教職員に対しては、「ハラスメントの防止に関するトップメッセージ」を発出し、教職員お互いの人権・人格を尊重することはもとより、多様性への理解を含め、学生・生徒・園児の人権・人格の尊重に十分配慮して業務にあたるよう求めています。また、「学修支援の方針」「学生生活支援の方針」「キャリア支援の方針」においても、学生の多様性への配慮について記載されています。これに加え、障がいのある学生等に対しては、「東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」を定めているほか、支援体制図をホームページにおいても公表しています。また、学内教職員向けには「障がい等による修学上の合理的配慮に関する支援実施要項」を示し、該当学生がいた場合の対応についても明確化を図っています。 (ガイドライン等 掲載 URL) 学修支援・学生生活支援・キャリア支援の方針 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9_Support_policy.pdf 東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_3.pdf 「障がいのある学生等の支援に関するガイドライン」に基づく支援体制 https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/9-1_4.pdf
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮しています。 令和 8 年 6 月 10 日現在、理事 9 名中 2 名、監事 2 名中 1 名、評議員 11 名中 5 名が、それぞれ女性となっています。 (役員等名簿 掲載 URL) 理事、監事、評議員、会計監査人名簿 (令和 8 年 6 月 10 日現在) https://www.tsc-05.ac.jp/pdf_jk/officer_list.pdf

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事については、寄附行為第 9 条の規定により、私立学校法を踏まえた適任者を選任しています。また、寄附行為第 15 条に、その職務を規定しています。理事長については、理事会の決議により適任者を選定しています。 理事の選任方法、理事長の選定方法は寄附行為を遵守し、選任及び選定過程については議事録で明確にしており、透明性を確保しています。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、使命・目的の達成に向けた最終意思決定を行っています。理事は、寄附行為にその職務を定めています。理事会の運営については、寄附行為に則り対応をしており、私立学校法を遵守し、運営の透明性を確保するよう努めています。また、理事会が評議員会に意見を聴くべき内容は寄附行為に定めているほか、評議員会が決議すべき内容についても寄附行為上に明確にしています。理事会の決議及び評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為第 49 条の定めにより協議を行うなど、建設的な協働が行われる体制となっています。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対しては、必要な資料の送付など、適宜情報提供を行っています。学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよう、本学教職員を対象に実施する合同研修会に、文部科学省で政策立案を担当している担当官を講師としてお招きしていることから、学校法人役員・評議員・会計監査人の希望者は文部科学省講師の講演を聴講可能とすることで、研修機会としています。これに加え、日本私立大学協会が配信している「学校法人役員等研修会」の情報等についても理事会で周知し、研修機会の充実に努めています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事については、寄附行為第 23 条に、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任することが規定されており、評議員会の決議によって選任しています。 会計監査人については、寄附行為第 50 条～第 55 条に定められており、その選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定し、評議員会の決議によって選任しています。 選任方法は寄附行為を遵守し、選任過程については議事録で明確にしており、透明性を確保しています。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、「学校法人東京聖栄大学 監事監査規程」に基づき毎年度監査計画を策定し、業務監査及び財産監査等を実施しています。監事、会計監査人及び内部監査室との連携については、同規程第 15 条に定める「三様監査連絡会」を定期的に行い、情報共有・意見交換を行うことで、各機関が行う監査の確認・調整を行い、監査全体としての適切性・実効性・効率性の向上を図っています。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対しては、必要な資料の送付など、適宜情報提供を行っています。学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよう、本学教職員を対象に実施する合同研修会に、文部科学省で政策立案を担当している担当官を講師としてお招きしていることから、学校法人役員・評議員・会計監査人の希望者は文部科学省講師の講演を聴講可能とすることで、研修機会としています。これに加え、文部科学省が配信している「学校法人監事研修会」、日本私立大学協会が配信している「学校法人役員等研修会」等の情報提供を行い、研修機会の充実に努めるとともに、学校法人として監事へ必要なサポートを行うことで、監事業務の支援に努めています。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、学校法人東京聖栄大学の設立の経緯、建学の精神も踏まえることに加え、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないように配慮することが、私立学校法に示されていることから、本規定を踏まえて行っています。 評議員の構成については寄附行為第 32 条に定め、法人の職員のうちから選任した者 3 名、法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から選任した者 3 名、学識経験者のうちから選任した者 4～5 名としています。また、同 33 条に定めるとおり、評議員の資格及び構成に関する要件は、私立学校法を遵守しています。 選任方法は寄附行為を遵守し、選任過程については議事録で明確にしており、透明性を確保しています。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集方法や決議事項等については、寄附行為に則り対応をしており、私立学校法を遵守し、運営の透明性を確保するよう努めています。評議員会は、寄附行為に定める決議事項を審議決定しているほか、理事会の諮問機関としての役割を担っており、相互牽制機能が機能しています。理事会の決議及び評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為第 49 条の定めにより協議を行うなど、建設的な協働が行われる体制となっています。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対しては、必要な資料の送付など、適宜情報提供を行っています。学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよう、本学教職員を対象に実施する合同研修会に、文部科学省で政策立案を担当している担当官を講師としてお招きしていることから、学校法人役員・評議員・会計監査人の希望者は文部科学省講師の講演を聴講可能とすることで、研修機会としています。これに加え、日本私立大学協会が配信している「学校法人役員等研修会」の情報等についても評議員会で周知し、研修機会の充実に努めています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理の体制については、「学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針」において、リスク管理に関する体制を明示しており、本方針や「内部統制体制図」はホームページ等を通じて明示を行っています。詳細個別規程については、「学校法人東京聖栄大学 危機管理規程」を定め、「危機管理マニュアル」「緊急連絡網」「地震発生時の行動計画」等を整備し、事案発生時に適切な対応を行うことができるよう、学内教職員へ広く周知を行っています。 (内部統制等 掲載 URL) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#internal_control
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程の遵守については、就業規則に「遵守義務」を明記するとともに、「学校法人東京聖栄大学倫理規程」を定めており、組織的な法令等の遵守に取り組んでいます。理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関しては、「学校法人東京聖栄大学 内部統制システム整備の基本方針」を定め、ホームページ等を通じて明示を行っています。また、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞」に準拠した運営を行うことを、令和 7 年 3 月 26 日理事会で決定しています。 本法人では、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス運営の強化に資することを目的として、「公益通報者保護規程」を定めています。これにより、内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備しています。 (内部統制及びガバナンス・コード等 掲載 URL) 内部統制 https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#internal_control ガバナンス・コード https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#governance_code

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報の公開については、「学校法人東京聖栄大学 財務書類等の情報公開規程」及び「学校法人東京聖栄大学 教育研究活動等の情報公開規程」に基づき、法令で定める教育研究に関する情報、経営に関する情報、その他情報の公開を推進しています。 (情報公表ページ URL) https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページ等で公表する情報については、広く一般の人が目にする情報であることから、できる限り分かりやすい表現で示し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明